0066CCPP

43/237

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

関東財務局受
18.1.16

【表紙】

【提出書類】	変更報告書 No.3
【根拠条文】	法第27条の25 第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行㈱ 代表取締役社長 デービッド・ジェー・セマイヤ
【住所又は本店所在地】	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号
【報告義務発生日】	平成17年10月31日
【提出日】	平成18年1月16日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	12
【提出形態】	連名

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ファーストリテイリング
会社コード	9983
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒754-0894 山口市佐山717-1

第2【提出者に関する事項】
1【提出者(大量保有者)／1】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ信託銀行株式会社
住所又は本店所在地	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和61年4月1日
代表者氏名	デービッド・ジェー・セマイヤ
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス 佐藤 謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

信託契約に基づく顧客の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	18,600
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 18,600
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数)(M+N+O−P)	Q 18,600		
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株)(平成17年10月31日現在)	S 106,074,000
上記提出者の株券等保有割合(%)(Q/(R+S)×100)	0.02%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.02%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	運用資産
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
2【提出者(大量保有者)／2】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ株式会社
住所又は本店所在地	〒150-8402 東京都渋谷区広尾1丁目1番39号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和63年3月11日
代表者氏名	浅岡　泰史
代表者役職	代表取締役社長
事業内容	投信投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

投資一任契約に基づく顧客の資産運用および投資信託約款に基づく資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	885,300
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M　0	N　0	O　885,300
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P　0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q　885,300		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R　0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S　106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.83%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.85%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年　月　日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	運用資産
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
3【提出者(大量保有者)／3】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ､ｴﾇ･ｴｲ (Barclays Global Investors,N.A.)
住所又は本店所在地	〒94105 米国 ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ州　ｻﾝﾌﾗﾝｼｽｺ市 ﾌﾘｰﾓﾝﾄ･ｽﾄﾘｰﾄ45
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年4月3日
代表者氏名	ブレイク・グロスマン
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

顧客および投資信託等の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	388,554
新株引受権証書(株)	A	－	G
新株予約権証券(株)	B	－	H
新株予約権付社債券(株)	C	－	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M　0	N　0	O　388,554
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P　0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q　388,554		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R　0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S　106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.37%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.37%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年　月　日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	運用資産
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
4【提出者(大量保有者)／4】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ﾌｧﾝﾄﾞ・ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ (Barclays Global Fund Advisors)
住所又は本店所在地	〒94105 米国 ｶﾘﾌｫﾙﾆｱ州 ｻﾝﾌﾗﾝｼｽｺ市 ﾌﾘｰﾓﾝﾄ・ｽﾄﾘｰﾄ45
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和59年9月20日
代表者氏名	ブレイク・グロスマン
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

投資信託等の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	399,100
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 399,100
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 399,100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S 106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.38%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.37%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年　月　日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	運用資産
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
5【提出者(大量保有者)／5】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ・ｵｰｽﾄﾗﾘｱ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(Barclays Global Investors Australia Ltd)
住所又は本店所在地	〒2000 ｵｰｽﾄﾗﾘｱ ﾆｭｰ・ｻｳｽ・ｳｪｰﾙｽﾞ州 ｼﾄﾞﾆｰ ﾊｰﾘﾝﾄﾝ・ｽﾄﾘｰﾄ 111
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和54年11月27日
代表者氏名	ジャスティン・ウッド
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

顧客および投資信託等の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	7,811
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 7,811
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O−P)	Q 7,811		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S 106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.01%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年　月　日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	運用資産
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
6【提出者(大量保有者)／6】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(Barclays Global Investors Ltd)
住所又は本店所在地	〒EC3N 4HH 英国ﾛﾝﾄﾞﾝ市 ﾛｲﾔﾙ･ﾐﾝﾄ･ｺｰﾄ1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和39年3月18日
代表者氏名	リンゼイ・トムリンソン
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

顧客および投資信託等の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	181,710
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 181,710
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 181,710		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S 106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.17%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.18%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	運用資産
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
7【提出者(大量保有者)／7】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ﾗｲﾌ・ｱｼｭｱﾗﾝｽ・ｶﾝﾊﾟﾆｰ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(Barclays Life Assurance Company Ltd)
住所又は本店所在地	〒EC3N 4HH 英国ﾛﾝﾄﾞﾝ市 ﾛｲﾔﾙ・ﾐﾝﾄ・ｺｰﾄ1 ﾑｰﾚｲﾊｳｽ
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	〒EC3P 3AH 英国 ﾛﾝﾄﾞﾝ市 ﾛﾝﾊﾞｰﾄﾞ・ｽﾄﾘｰﾄ54

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和40年9月8日
代表者氏名	エドワード・ティリィ
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	保険業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

純投資目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	8,300
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M　0	N　0	O　8,300
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P　0		
保有株券等の数(総数)(M+N+O−P)	Q　8,300		
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R　0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株)(平成17年10月31日現在)	S　106,074,000
上記提出者の株券等保有割合(%)(Q/(R+S)×100)	0.01%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	0.01%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	運用資産
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
8【提出者(大量保有者)／8】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ﾊﾞﾝｸ・ﾋﾟｰｴﾙｼｰ (Barclays Bank PLC Ltd)
住所又は本店所在地	〒E14 5HP 英国 ﾛﾝﾄﾞﾝ市 ﾁｬｰﾁﾙ・ﾌﾟﾚｲｽ1
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	〒EC3P 3AH 英国 ﾛﾝﾄﾞﾝ市 ﾛﾝﾊﾞｰﾄﾞ・ｽﾄﾘｰﾄ54

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	西暦1836年6月1日
代表者氏名	ロバート・ノウィキィ
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	銀行業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

自己資産の運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	3,088,000	0	
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 3,088,000	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 3,088,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S 106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	2.91%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	2.92%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年　月　日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
9【提出者(大量保有者)／9】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(有限会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｷｬﾋﾟﾀﾙ・ｾｷｭﾘﾃｨｰｽﾞ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ (Barclays Capital Securities Ltd)
住所又は本店所在地	〒E14 4BB 英国 ﾛﾝﾄﾞﾝ市 ｶﾅﾘｰﾜｰﾌ ﾉｰｽ・ｺﾛﾈｰﾄﾞ5
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	〒EC3P 3AH 英国 ﾛﾝﾄﾞﾝ市 ﾛﾝﾊﾞｰﾄﾞ・ｽﾄﾘｰﾄ54

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和60年7月9日
代表者氏名	ﾛﾊﾞｰﾄ・ﾉｳｨｷｨ
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

自己資産の運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	318,900	0	
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 318,900	N 0	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 318,900		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S 106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.30%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.32%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年　月　日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
10【提出者(大量保有者)／10】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｷｬﾋﾟﾀﾙ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ・ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(証券)(ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｷｬﾋﾟﾀﾙ証券会社)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-2　アーバンネット大手町ビル 15階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和61年10月17日
代表者氏名	スティーブン・エイ・マッキー
代表者役職	内部統括責任者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

自己資産の運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	200,000	0	
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M　200,000	N　0	O　0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P　0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q　200,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R　0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S　106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.19%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.19%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
11【提出者(大量保有者)／11】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｷｬﾋﾟﾀﾙ・ｲﾝｸ (Barclays Capital Inc)
住所又は本店所在地	〒94105 米国 ｺﾈﾁｶｯﾄ州 ﾊｰﾄﾌｫｰﾄﾞ ｺﾏｰｼｬﾙ・ﾌﾟﾗｻﾞ ｼｰﾃｰ・ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝｼｽﾃﾑ
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和55年11月28日
代表者氏名	ロバート・ノウィキィ
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

自己資産の運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	28,400	0	
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M　28,400	N　0	O　0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P　0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q　28,400		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R　0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S　106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.03%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.03%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年　月　日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	0
その他金額計(V)(千円)	0
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第2【提出者に関する事項】
12【提出者(大量保有者)／12】
(1)【提出者の概要】
①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ･ｶﾅﾀﾞ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(Barclays Global Investors Canada Ltd)
住所又は本店所在地	〒M5J 2S1 ｶﾅﾀﾞ ｵﾝﾀﾘｵ州 ﾄﾛﾝﾄ市 ﾍﾞｲ･ｽﾄﾘｰﾄ161, 2500号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成4年6月4日
代表者氏名	ラジブ・シルガード
代表者役職	最高経営責任者
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社 コンプライアンス　佐藤　謙也
電話番号	03-5469-4300

(2)【保有目的】

顧客および投資信託等の資産運用目的

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】
①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	0	0	2,500
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 2,500
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O−P)	Q 2,500		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S 106,074,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.00%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.00%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年　月　日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

なし

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	運用資産
取得資金合計(千円)(T+U+V)	

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	借入目的	金額(千円)

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

1【共同保有者／1】

(1)【共同保有者の概要】

①【共同保有者】

個人・法人の別	
氏名又は名称	
住所又は本店所在地	
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	
電話番号	

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)			
新株引受権証書(株)	A	―	G
新株予約権証券(株)	B	―	H
新株予約権付社債券(株)	C	―	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O−P)	Q		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年10月31日現在)	S
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

(1) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ信託銀行株式会社
(2) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ株式会社
(3) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ､ｴﾇ･ｴｲ (Barclays Global Investors,N.A.)
(4) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ﾌｧﾝﾄﾞ･ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰｽﾞ (Barclays Global Fund Advisors)
(5) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ･ｵｰｽﾄﾗﾘｱ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(Barclays Global Investors Australia Ltd)
(6) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(Barclays Global Investors Ltd)
(7) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ﾗｲﾌ･ｱｼｭｱﾗﾝｽ･ｶﾝﾊﾟﾆｰ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(Barclays Life Assurance Company Ltd)
(8) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ﾊﾞﾝｸ･ﾋﾟｰｴﾙｼｰ (Barclays Bank PLC Ltd)
(9) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｷｬﾋﾟﾀﾙ･ｾｷｭﾘﾃｨｰｽﾞ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ (Barclays Capital Securities Ltd)
(10) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｷｬﾋﾟﾀﾙ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(証券) (ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｷｬﾋﾟﾀﾙ証券会社)
(11) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｷｬﾋﾟﾀﾙ･ｲﾝｸ (Barclays Capital Inc)
(12) ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ･ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ･ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ･ｶﾅﾀﾞ･ﾘﾐﾃｯﾄﾞ(Barclays Global Investors Canada Ltd)
(13)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	3,635,300	0	1,891,875
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 3,635,300	N 0	O 1,891,875
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数)(M+N+O−P)	Q 5,527,175		
保有潜在株式の数(A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株)(平成17年10月31日現在)	S 106,074,000
上記提出者の株券等保有割合(%)(Q/(R+S)×100)	5.21%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	5.26%

委　任　状

当社は、バークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行代表取締役社長デービッド・ジェー・セマイヤ氏を代理人と定め、同氏に以下の権限を委任します。

1　平成17年4月1日付でバークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守する為に必要な、又は代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事をなすこと。

2　副代理人を選任する件。

以上の証として本委任状を作成する。

平成17年4月1日

東京都渋谷区広尾一丁目1番39号
バークレイズ・グローバル・インベスターズ株式会社
代表取締役社長　　浅岡　泰史

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 31st day of October 2005 Barclays Global Investors, N.A. (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of [United States] with its registered office situate at 45 Fremont Street, San Francisco, CA 94105, United States of America.

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of [United States] and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Global Investors, N.A.
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of

Assistant Secretary
Authorized Sealing Officer

合衆国の法律に基づき設立され、存続し、その登記住所を 45 Fremont Street, San Fransisco, CA 94105, United States of America に有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイ（「会社」）は、2005 年 10 月 31 日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾 1-1-39 に営業所を有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人（「代理人」）として、ここに任命する。

1. 会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状は合衆国の法律に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消すことができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

バークレイズ・グローバル・インベスターズ、エヌ・エイの共通印章が次の者の面前で貼り付けられ、この捺印証書がここに作成された。

[　署　名　]

秘書役補

捺印の権限を授与されたオフィサー

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 31st day of October 2005 Barclays Global Fund Advisors (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of [California] with its registered office situate at 45 Fremont Street, San Francisco, CA 94105, United States of America.

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of [California] and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Global Fund Advisors
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of

Assistant Secretary
Authorized Sealing Officer

カリフォルニア州の法律に基づき設立され、存続し、その登記住所を 45 Fremont Street, San Fransisco, CA 94105, United States of America に有するバークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイザーズ（「会社」）は、2005 年 10 月 31 日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾 1-1-39 に営業所を有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人（「代理人」）として、ここに任命する。

1. 会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はカリフォルニア州の法律に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消すことができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

バークレイズ・グローバル・ファンド・アドバイ
ザーズの共通印章が次の者の面前で貼り付けられ、
この捺印証書がここに作成された。

[　署　名　]
秘書役補
捺印の権限を授与されたオフィサー

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 31st day of October 2005 Barclays Global Investors Australia Limited ABN 33 001 804 566 (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of New South Wales, Australia with its registered office situate at Level 1, 111 Harrington Street Sydney, 2000, Australia.

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of New South Wales, Australia and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Global Investors Australia Limited
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of

BARCLAYS GLOBAL INVESTORS AUSTRALIA LIMITED
Common Seal
A.C.N. 001 804 566

Name : Robert J Cochrane
Title : Director
Date : 31st of October 2005

Name : Andrew M Kuo
Title : Secretary

Seal No. : / 900

オーストラリア、ニュー・サウス・ウェールズ法に基づき設立され、存続し、その登記住所をLevel 1,111 Harrington Street Sydney, 2000, Australiaに有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリア・リミテッドABN 33 001 804 566（「会社」）は、2005年10月31日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾1-1-39に営業所を有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人（「代理人」）として、ここに任命する。

1. 会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はオーストラリア、サウス・ウェールズ法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消すことができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

バークレイズ・グローバル・インベスターズ・オーストラリア・リミテッドの共通印章が次の者の面前で貼り付けられ、この捺印証書がここに作成された。

[　署　名　]	[　署　名　]
氏名：	氏名：
役職：ディレクター	役職：秘書役
日付：	

捺印番号：　/

POWER OF ATTORNEY

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 31st day of October 2005 Barclays Global Investors Limited (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of England and Wales under registered number 796793, with its registered office situate at 1 Churchill Place, London, E14 5HP and its main office situate at 1 Royal Mint Court, London, EC3N 4HH.

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

□□ To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of England and Wales and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Global Investors Limited
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of

Assistant Secretary of Barclays Bank PLC
Authorised Sealing Officer

委 任 状

イングランド及びウェールズ法に基づき設立され、存続し、その登記住所を 1 Churchill Place, London E14 5HP に、主たる営業所を 1 Royal Mint Court, London EC3N 4HH に有する、登録番号 796793 のバークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド（「会社」）は、2005 年 10 月 31 日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾 1-1-39 に営業所を有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人（「代理人」）として、ここに任命する。

会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はイングランド及びウェールズ法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消すことができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

バークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッドの共通印章が次の者の面前で貼り付けられ、この捺印証書がここに作成された。

［　署　名　］

バークレイズ・バンク・ピーエルシー秘書役補
捺印の権限を授与されたオフィサー

POWER OF ATTORNEY

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 31st day of October 2005 Barclays Life Assurance Company Limited (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of England and Wales under registration number 151731, with its registered office situate at 1 Churchill Place, London E14 5HP and its main office situate at Murray House, 1 Royal Mint Court, London EC3N 4HH, England.

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

□□ To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of England and Wales and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Life Assurance Company Limited
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of

Assistant Secretary of Barclays Bank PLC
Authorised Sealing Officer

委 任 状

イングランド及びウェールズ法に基づき設立され、存続し、その登記住所を 1 Churchill Place, London E14 5HP に、主たる営業所を Murray House, 1 Royal Mint Court, London EC3N 4HH に有する、登録番号 151731 のバークレイズ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッド（「会社」）は、2005 年 10 月 31 日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾 1-1-39 に営業所を有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人（「代理人」）として、ここに任命する。

会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はイングランド及びウェールズ法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消すことができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

バークレイズ・ライフ・アシュアランス・カンパニー・リミテッドの共通印章が次の者の面前で貼り付けられ、この捺印証書がここに作成された。

［　署　名　］

バークレイズ・バンク・ピーエルシー秘書役補
捺印の権限を授与されたオフィサー

POWER OF ATTORNEY

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 31st day of October 2005 Barclays Bank PLC (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of England and Wales under registration number 1026167, with its registered office and main office situate at 1 Churchill Place, London E14 5HP, England.

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

□□ To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of England and Wales and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Bank PLC
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of

Assistant Secretary of Barclays Bank PLC
Authorised Sealing Officer

委 任 状

イングランド及びウェールズ法に基づき設立され、存続し、その登記住所および主たる営業所を 1 Churchill Place, London E14 5HP, England に有する、登録番号 1026167 のバークレイズ・バンク・ピーエルシー（「会社」）は、2005 年 10 月 31 日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾 1-1-39 に営業所を有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人（「代理人」）として、ここに任命する。

会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はイングランド及びウェールズ法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消すことができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

バークレイズ・バンク・ピーエルシーの共通印章
が次の者の面前で貼り付けられ、この捺印証書が
ここに作成された。

［　署　名　］

バークレイズ・バンク・ピーエルシー秘書役補
捺印の権限を授与されたオフィサー

POWER OF ATTORNEY

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 31st day of October 2005 Barclays Capital Securities Ltd (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of England and Wales under registration number 1929333, with its registered office situate at 1 Churchill Place, London E14 5HP, England and its main office situate at 5 The North Colonnade, Canary Wharf, London E14 4BB, England.

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

□□ To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of England and Wales and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Capital Securities Ltd
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of

Assistant Secretary of Barclays Bank PLC
Authorised Sealing Officer

委 任 状

イングランド及びウェールズ法に基づき設立され、存続し、その登記住所を 1 Churchill Place, London E14 5HP, England に、主たる営業所を 5 The North Colonnade, Canary Wharf, London E14 4BB, England に有する、登録番号 1929333 のバークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・リミテッド（「会社」）は、2005 年 10 月 31 日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾 1-1-39 に営業所を有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人（「代理人」）として、ここに任命する。

会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はイングランド及びウェールズ法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消すことができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに貼り付ける。

バークレイズ・キャピタル・セキュリティーズ・
リミテッドの共通印章が次の者の面前で貼り付け
られ、この捺印証書がここに作成された。

[　署　名　]

バークレイズ・バンク・ピーエルシー秘書役補
捺印の権限を授与されたオフィサー

委任状

当社は、ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ信託銀行代表取締役社長 デービッド・ジェー・セマイヤ氏を代理人と定め、同氏に以下の権限を委任いたします。

1　平成16年11月1日付で、バークレイズ・キャピタル・ジャパン・リミテッド（証券）が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事をなすこと。

2　復代理人を選任する件。

以上の証として本委任状を作成する。

平成16年11月1日

バークレイズ・キャピタル・ジャパン・リミテッド（証券）
日本における代表者　　根　本　　政　雄

Power of Attorney

Know all men by these presents, that the undersigned Barclays Capital Inc. (the "Company"), does hereby make, constitute and appoint Mr. Toshio Nishiyama, Representative Director of Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd., as our lawful attorney-in-fact for us, and in our name, place and stead to do the following:

1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-e "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan

2. To appoint one or more sub-attorney(s) to act on our behalf with respect to the powers granted herein above.

IN WITNESS WHEREOF, we executed and signed this Power of Attorney as the date set forth below.

Dated: December 4, 2002

Barclays Capital Inc.

(Signature)

Name: Alan B. Kaplan
Title: Assistant Secretary

（翻訳）

委任状

当社は、ﾊﾞｰｸﾚｲｽﾞ・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ・ｲﾝﾍﾞｽﾀｰｽﾞ信託銀行代表取締役西山敏夫氏を代理人と定め、同氏に以下の権限を委任いたします。

1　バークレイズ・キャピタル・インクが日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事をなすこと。

2　復代理人を選任する件。

以上の証として本委任状を作成する。

平成１４年12月４日

バークレイズ・キャピタル・インク

（署名）

副秘書役　　アラン・ビー・カプラン

BY THIS POWER OF ATTORNEY made by way of Deed this 9th day of September 2005 Barclays Global Investors Canada Limited (the "Company") a company incorporated in and existing under the laws of Ontario with its registered office situate at 161 Bay Street Suite 2500 - Toronto,ON M5J 2S1 Canada

HEREBY APPOINTS Barclays Global Investors Japan Trust & Banking Co., Ltd with its office situate at 1-1-39 Hiroo, Shibuya-ku, Tokyo, Japan as the Company's true and lawful attorney (the "Attorney") with full powers and authority to do the following acts and things in the Company's name and on its behalf:

1. To do such acts and things as may be necessary or that the Attorney may consider to be desirable or expedient in order to ensure the Company's compliance with Chapter II-3 "Disclosure requirements for Substantial Shareholders" of the Securities and Exchange Law in Japan.

The Company hereby agrees to ratify and confirm whatsoever the said Attorney may lawfully do by virtue of this Deed.

This power of Attorney is governed by and construed in accordance with the laws of the Province of Ontario and the laws of Canada applicable therein and shall be irrevocable until such time as the Company shall notify the Attorney in writing of its cessation.

IN WITNESS WHEREOF the Common Seal of the Company has been hereunto affixed the day, month and year first above written.

The Common Seal of
Barclays Global Investors Canada Limited
Was hereunto affixed in execution of this Deed
In the presence of

Name: Rajiv Silgardo
Title: President, CEO and CIO

オンタリオ州法に基づき設立され、存続し、その登録住所を 161 Bay Street Suite 2500・Toronto, ON M5J 2S1 Canada に有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッド（「会社」）は、2005 年 9 月 9 日捺印証書の形式によるこの委任状により、

日本国東京都渋谷区広尾 1-1-39 に営業所を有するバークレイズ・グローバル・インベスターズ信託銀行株式会社を、会社の名においてかつ会社のために以下の行為及び物事を行う全ての権限を有する会社の真正かつ法律上の代理人（「代理人」）として、ここに任命する。

1. 会社が日本国における証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」を遵守するために必要な、又は、代理人が望ましい若しくは適切であると考える行為や物事を為すこと。

会社は当該代理人が合法的に行うあらゆる行為を確認及び追認することに本捺印証書によりここに同意する。

本委任状はカナダ法及びオンタリオ州法に準拠し、かかる法律に基づいて解釈され、会社が代理人に書面にてその中止を通知するまで取消すことができないものとする。

上記の証として会社の共通印章を上述した年月日にここに刻印する。

バークレイズ・グローバル・インベスターズ・カナダ・リミテッドの共通印章が次の者の面前で刻印され、この捺印証書がここに作成された。

［　署　名　］

氏名　ラジブ・シルガード

役職　最高経営責任者